

# 京都大学附属図書館宇治分館利用内規

(平成12年1月31日 附属図書館長裁定制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、京都大学附属図書館利用規程（平成24年9月25日附属図書館長裁定。以下「規程」という。）第28条の規定に基づき、京都大学附属図書館宇治分館（以下「分館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 分館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、分館長が特に必要と認めたときは、その時間を延長又は短縮することがある。

(休館日)

第3条 分館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日（その日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日）から翌年1月4日（その日が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日）まで
- (4) 6月18日（創立記念日）
- (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日

2 前項の規定にかかわらず、分館長が特に必要と認めたときは、臨時に休館又は開館することがある。

(時間外利用)

第4条 規程第3条第1号から第3号までに掲げる者のうち、分館長の許可を受けた者は、開館時間外又は休館日（以下「開館時間外等」という。）に分館を利用することができる。

2 開館時間外等の利用は、閲覧及び複写に限るものとする。

3 開館時間外等の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 開館日にあつては、午後5時から午前0時まで
- (2) 前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる休館日（前条第1項第3号又は第5号に掲げる休館日と重複する日を除く。）にあつては、午前9時から午前0時まで

4 分館長が特に必要と認めたときは、前項に定める開館時間外等の利用時間を延長若しくは短縮し、又は開館時間外等の利用の許可を取り消し、若しくは利用を中止させることがある。

(貸出期間、冊数)

第5条 分館の図書館資料の貸出を受けられる者は、規程第3条第1号から第3号までに掲げる者とする。

2 分館の図書館資料の貸出期間及び冊数は、次のとおりとする。

- (1) 未製本雑誌 翌日まで、5冊以内
- (2) 製本雑誌 3日以内、5冊以内
- (3) 普通図書 2週間以内、5冊以内

3 分館長が特に必要と認めるときは、前項の貸出期間及び冊数を変更することができる。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 館内では静粛にすること。
- (2) 図書館資料、機器その他の設備を丁寧に扱い、紛失、汚損又は毀損しないこと。
- (3) 館内では、喫煙及び飲食をしないこと。
- (4) 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。

第7条 この内規に定めるもののほか、分館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年7月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年6月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。